

平成 27 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）議事録

1 日 時 平成 27 年 5 月 27 日（月）18：30～20：35

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 阿部委員，赤間（宏）委員，市川委員，桔梗委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木（直）委員，高羽委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，柴田委員，杉山委員，高橋（望）委員，高橋（秀）委員，千葉委員，橋浦委員，橋本委員，畑中委員，早坂委員

※欠席：大坂委員，相澤委員，岩館委員，川村委員，久保野委員，鈴木（清）委員，赤間（俊）委員，川瀬委員，菅原委員

[事務局]村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，佐々木北部発達相談支援センター所長，中村南部発達相談支援センター所長，大橋精神保健福祉総合センター相談係長（所長代理），伊藤青葉区障害高齢課長，山田青葉区宮城総合支所保健福祉課長，阿部宮城野区障害高齢課長，佐藤若林区障害高齢課長，伊藤太白区秋保総合支所保健福祉課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，遠藤主査，富山主事，林主事，佐藤主事，玉川主事，近藤主事

ほか傍聴者 22 名

4 内 容

（1）開 会

（2）会長挨拶

事 務 局 開会に当たりまして，会長よりご挨拶をいただきたく存じます。阿部会長，よろしくお願いたします。

会 長 皆さん，おばんでございます。

座ったままでの挨拶でお許しいただきたいと思います。

この議論，条例制定関係についての議論というのは，本当に早いペースで行っているところですが，とても大事なことでもあります。前回は，ある意味では細部のこと，差別，それから罰則等についてという詳細な検討を行いました。また，全体像を確認しながら行うということもとても大事なことだと思います。そのようなことで進めさせていただくということとして，それから時間のことですが，委員の皆様からやはり集中できる時間は 2 時間なのだと。ですので，それ以上長くなるのはとても大変ですということで，私のこの進行の仕方の問題ではありますが，やはり集中できる時間の中で，しっかり議論するというのが大事なことだと思いますので，

本日の目途を 8 時半ということにしなければと思っております。皆様その次の予定などもおありですので、そんなようなことから、ここで進行をさせていただく私としても、しっかり時間管理をしなければいけないと思っています。きちんと集中できる時間帯の中で皆様のご意見をいただきながら、よりより条例制定まで議論を進めていきたいと思っています。また条例の名称も皆さんとの合意で、すぐつけるのではなくてということだけですが、そろそろそういうタイミングも来ているのかなというご意見もいただいているところでございます。あわせてその辺のようなところでも、より良い条例をつくっていきたくて考えております。これは仙台市に住む障害がある、私も下肢障害ではございますが、色々な社会的障壁ということを含めれば、機能障害だけではない様々な障害者にとって、そのような社会的障壁がない地域づくりというのは、誰もが暮らしやすい地域づくりになるということについて、まさにこれまで生活圏拡張運動に取り組んだ歴史のある仙台だからできることではないかなということを確認させていただき、ご挨拶とさせていただきます。今日はよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
(福井主幹)

(3) 議事録署名人指名

(1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より白江委員の指名があり、承諾を得た。

(4) 議 事

- (1) 第 5 回、第 6 回ココロン・カフェの実施結果について
- (2) 第 4 回差別事例検討部会における検討状況等について
- (3) 第 7 回、第 8 回ココロン・カフェの実施について
- (4) 障害者団体との意見交換会の実施について
- (5) 論点を踏まえたこれまでの議論の整理について（案）
- (6) その他

会 長 次は、議事につきましての会議の公開ということでございますけれども、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき公開といたします。

さて、議事に入ります。

お手元の次第では 4 とあります。

本日の議論の進め方について、まずは全体像を説明させていただきたいと思いません。

議事が、その他を含め 6 つございます。今回は特に（5）論点を踏まえたこれまで

の議論の整理について（案）の議論を深める必要があると考えております。

（1）第 5 回，第 6 回ココロン・カフェの実施結果について，（2）第 4 回差別事例検討部会における検討状況等について，（3）第 7 回，第 8 回ココロン・カフェの実施について，（4）障害者団体との意見交換会の実施についてを，おおよそですが午後 7 時 20 分ぐらいまでに議論し，その後，これも委員の皆様からの大事なことだということで 10 分間の休憩を挟み，それから予定でございますが，午後 7 時 30 分から 8 時半まで，（5）論点を踏まえたこれまでの議論の整理について（案）について議論してまいりたいと思っております。全体像でございます。

本日ご出席の皆様におかれましては，本当に忙しい中出席いただいたということと，これも委員の皆様，再三の繰り返しですが，集中してきちんと議論できるよう時間の管理をしっかりしてほしい，ただ延長するだけではなくということもありましたので，その辺で円滑な議論の進行にご協力いただければと思います。

それでは，（1）です。第 5 回，第 6 回ココロン・カフェの実施結果について，事務局より説明願います。

事務局
(高橋課長)

皆さん，こんばんは。

仙台市障害企画課長の高橋でございます。

私から，第 5 回，第 6 回ココロン・カフェの実施結果についてご報告をいたします。

第 5 回につきましては，4 月 19 日日曜日の 14 時から，仙台市役所 8 階ホールで実施をし，42 名の方にご参加いただきました。協議会からは阿部会長，黒瀧委員，高橋望委員，千葉委員，畑中委員，早坂委員，諸橋委員にご参加いただきました。

そして，第 6 回は 4 月 22 日水曜日 10 時から，福祉プラザ 1 階のプラザホールで実施いたしまして，75 名の方にご参加いただきました。協議会からは市川委員，中村晴美委員，柴田委員，杉山委員，千葉委員，高橋望委員にご参加いただいております。

実施内容ですが，初めに協議会の検討内容などについてのご説明をし，その後「仙台ってどんなまち？」「条例が目指すのはどんなまち？」という 2 つのテーマについてグループワークを行いました。

2 ページをめくっていただきまして，ここに主なご意見についてまとめているところでございます。

「仙台ってどんなまち？」につきましては，規模が大き過ぎず，小さ過ぎず，インフラも整っていて住みやすいというご意見を頂戴しているところですが，障害者にとって不便なところはまだまだあるというご意見もございました。それから，地元の人同士で固まってしまう，閉鎖的なところがあるという面もあるが，仲良くなると親切な人が多いというご意見。それから，生活圏拡張運動発祥の地であり，福祉団体の数も多く，福祉関係の素地がある。ただ，それが広がっているのかな，どうかかなというようなご意見も頂戴いたしました。

それから，2 つ目のテーマ「条例が目指すのはどんなまち？」ということにつきましては，違いに寛容なまち，障害者が「あきらめない」まち，障害のある人もない人

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

も同じように住めるまち、障害者福祉に関心がある、ないに関わらず、当たり前に必要な行動ができるまち、障害者雇用率が高いまちなど、様々なご意見を頂戴したところでございます。

その他の意見のところでは、行政職員や支援施設の職員の理解の促進、知識の向上が大事ではないかというようなご意見、ボランティアが自然にできるようなシステムがあると良いのではないかというようなご意見も頂戴をしているところでございます。

意見等につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

ココロン・カフェの実施結果につきましては以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

では、（1）第 5 回、第 6 回ココロン・カフェの実施結果について事務局から説明がありました。この報告を受けて各委員からご意見などがございましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。その際には、お名前を言っていただいてからご発言くださいますよう、あわせてお願いいたします。はい、杉山委員。

杉山委員 条例の会仙台的杉山です。

この資料を見て、アンケート結果はとても見やすくいいのですが、統計データの掲載が何カ所かありますが、参加者のうち障害者が何人いたかとか、そういうことについても知りたいと思いました。

会 長 事務局、お願いいたします。

事 務 局 障害企画課高橋です。

(高橋課長) そのことについては、お申込みいただいたり、受付にいらっしゃったときに、あなた障害者ですかとか、そのような聞き方はしていないので、少し難しいかと思えます。

杉山委員 もし当事者がどれくらい参加しているのか分かるのであれば、どのようになっているのかなという思いからの意見でした。

それから、事務局に対して少しお話ししたいことがあります。資料が送られてくるのが直前ですが、できれば 1 週間前とかにもらって、それで読み込んでからこの場に臨みたいです。この資料については昨日の夜私のところに来たところなので、そこから読み込んでいてくださいといっても、なかなかそれはできないので、もっと早目に資料をください。よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

事務局からお願いします。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

事務局
(高橋課長) 資料の送付につきましては、大変ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。言い訳でしかないのですが、内部で検討を進めて訂正したりするという作業をしているところで時間がかかり、お手元に届くのが遅くなってしまいました。そこにつきましてはお詫びをしたいと思います。

会長 ありがとうございます。
資料は早く、そしてしっかり読み込んでということですよ。
それから、障害がある方の参加者数については、参加者に障害の有無を問うことはしていないのだけれども、それぞれのグループで行っている自己紹介において、ある意味ではわかる部分もあるのかどうかということも含めて、答えはすぐには出ませんが、検討していただくようお願いいたします。しかし、当事者かどうかということを知られたくないという方もいらっしゃるの、その配慮の範囲の中でということですよ。はい、ありがとうございます。
その他はよろしいでしょうか。はい、白江委員、それから千葉委員。ではお二方でよろしいでしょうか。この議事についての時間はそこまでとさせていただきます。

白江委員 白江と申します。
参加者数について、累計といいますか、トータルで、延べになると思うんですが、何人位になられているのか。どこかに書いてあるのでしょうか。
それから、リピーターと新規の割合といいますか、初めて来られた方の数というのは統計的にとられているのでしょうか。どれくらい広がっているのかということを知りたいので。

会長 事務局、お願いします。

事務局
(高橋課長) 障害企画課高橋でございます。
参加者数の累計については足し上げないと出ないので、後でご報告したいと思います。
しかし、リピーターの方が何人で新規の方が何人ということについては、なかなか申し上げにくいのですが、毎回ご参加いただく方もいらっしゃいますし、また必ず新しい方も何人かは毎回いらっしゃいます。ですので、10 人来たら 10 人同じ人というように毎回同じ人が繰り返し参加されているということではなく、少しずつ新しい方にもご参加いただいています。しかし、具体的に何人ですというのは申し上げられない。

会長 白江委員、数値的なことは後から調べられることは後から報告できるそうです。それでは、千葉委員、お願いします。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

千葉委員 膠原病友の会の千葉と申します。

私もココロン・カフェは 1 回目からずっと連続して出席させていただいておりまして、おそらく皆様も感じていると思うのですが、グループワークのテーブルに座った参加者の皆様が、非常にご自身のお気持ちを出してお話ししていただけているということで、比較的当事者の方たちは自分の心情というか、障害というものを適切にお話しなされているように感じております。しかし、参加者として福祉関係の方々などが圧倒的に多く、健常の市民の方々というのも障害の分野に関係する方々が大半ですので、感想として一般の参加者が若干少ないように感じております。ですので、その辺をやはり広げられれば、もっといいココロン・カフェになるのではないかと思います。以上です。

会 長 とても大事なご意見，ありがとうございました。

これは仙台市がこの広報に努めるとともに，私たち委員一人一人がまたこのココロン・カフェの状況を伝えるということも大きな役割だと思います。

はい，お願いします。

畑中委員 畑中です。

ココロン・カフェの終わりに感想シートを集めていると思うのですが，その感想についてもこの協議会でもらうことはできないのでしょうか。

会 長 事務局，お願いします。

事務局
(高橋課長) 次回以降，対応するようにしたいと思います。

会 長 それもとても大事なことですよね。色々なご感想があるのだと思います。次回以降でぜひ資料をよろしくお願いします。

以上でよろしいでしょうか。すみません，急がせているようで申し訳ございませんが，全体像ということも後から出てきますので，次に移らせていただきたいと思います。

(2)第 4 回差別事例検討部会における検討状況等について

会 長 続きまして，(2) 第 4 回差別事例検討部会における検討状況等について，差別事例検討部会の杉山副部長より説明願います。お願いいたします。資料は 2 です。

杉山委員 大坂副会長が欠席なので，私が説明したいと思います。

これは，4 月 16 日にやった第 4 回差別事例検討部会についての報告です。

このときは，差別の事例集をつくって，市民に対してわかりやすく，イメージできるように事例集を作成しようということになり，第 4 回で初めて検討したところ

です。話が出たことを報告しますと、1 点目は差別解消法の概要で禁止されている差別とは何かについて具体的な事例をもう少しわかりやすく周知することと、2 点目は取り組みの参考となる合理的配慮の好事例に関して、わかりやすく周知すること、3 点目は障害理解を促進するため、障害特性などに関する周知をするという意見がありました。

次に、盛り込むべき内容等についてですが、こういった事例というようにこだわらないで、基本的にわかりやすいような事例集にする。2 点目は、障害特性ごとの合理的配慮に関する掲載。3 点目は、女性障害者や災害時といった視点の事例などの掲載が必要だという意見が出ました。

それで、一般の市民をはじめとした皆様にわかりやすくするために、障害者の生活のイメージがつくように、それこそイメージが湧くような表現というか、ストーリー、物語風にして、こういう時にはこのようにした方が良いのではないかということの参考になるようなものにしようという話でした。また、例などを多く取り入れたら良いのではないかという意見もございました。

また、5 月 22 日の第 5 回での話でございますが、その報告は次回の協議会で行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 杉山副部会長さん、ありがとうございました。

ただいま差別事例検討部会の報告ということでございました。この報告を受けまして、各委員の皆様からご意見等ありましたらいただきたいと思います。お名前を言っていただいてから発言いただきますように、あわせてお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この盛り込むべき課題のところ、女性障害者の分野や、災害対応ということで、別府にはありますが、他のところでは災害対応というのは少ないという中で、やはり被災した私たちの地域では盛り込むべきであるというこの検討の内容というのは、この全体の中でも議論する大事な意見が出ているのだと思います。その他も大事なことはあろうと思いますが、確認していただくとして、ご意見等ございませうでしょうか。よろしいでしょうか。特に大事な取り組みについて、検討部会の開催の度にご報告いただきながら、私たちもその辺についてしっかりと大事さを理解し、議論にも取り組んでいく必要があると思います。ありがとうございました。

(3)第 7 回、第 8 回ココロン・カフェの実施について

(4)障害者団体との意見交換会の実施について

会 長 では、すみません、急ぐようで申し訳ございませんが、(3) 第 7 回、第 8 回ココロン・カフェの実施について、及び(4) 障害者団体との意見交換会の実施についてを、事務局よりあわせて説明願います。

事 務 局 障害企画課高橋でございます。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

(高橋課長)

まず、資料 3 をご覧いただきたいと思います。

次回の第 7 回、第 8 回のココロン・カフェでございます。

第 7 回につきましては、6 月 10 日水曜日 10 時から、泉区役所の西側にございます仙台市職員研修所の 2 階大研修室を予定してございます。

それから第 8 回目、6 月 13 日の土曜日 14 時からにつきましては、市役所本庁舎 8 階ホール、この場所でございます、を予定しております。

今回のグループワークの内容につきましては、差別を解消する取り組みのあり方についてテーマを設定して、お話をしたいなというように考えております。今回につきましても、協議会の委員の皆様にご参加いただきたいというように考えていますので、後ほど日程調整等させていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、情報保障並びに未就学児を対象にした託児を行うこととしております。

裏面を見ていただきまして、第 9 回以降のココロン・カフェの日程と場所につきましても決まっておりますので、ご報告したいと思います。

第 9 回につきましては、7 月 6 日月曜日 14 時から、福祉プラザ 1 階のプラザホールを予定しております。

第 10 回につきましては、7 月 18 日の土曜日 14 時から、太白区のあすと長町に新しくできました仙台市立病院の 3 階にある講堂で実施することとしております。

それから第 11 回につきましては、8 月 7 日金曜日、七夕の真ただ中というような感じもいたしますが、10 時から宮城野区役所、JR 陸前原ノ町駅の隣でございます。そちらの 6 階ホールを予定しております。

それから第 12 回につきましては、8 月 9 日の日曜日 14 時から、市役所本庁舎の 8 階ホールを予定してございます。

なお、9 回と 10 回、それから 11 回と 12 回については同じテーマで実施する予定でございます。

次に、資料 4、障害者団体等の意見交換会の実施についてでございます。

障害者関係団体の皆様と意見交換会をする予定で、委員の皆様にも日程の調整等をお願いしておりました。どうもありがとうございます。予定が決まりましたので、報告したいと思います。

まず、聴覚障害者協会、それからみやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会、みやぎ盲ろう児・者友の会の皆様との意見交換会につきましては、これは先日、25 日の月曜日に実施をしております。

それから、宮城県自閉症協会につきましては、6 月 1 日月曜日の 10 時から、庄建上杉ビルの 5 階、これは市役所の会議室があるビルなのですが、こちらを予定しております。諸橋委員、千葉委員にご出席をしていただく予定となっております。

それから、知的障害者関係団体連絡協議会につきましては、同じ 6 月 1 日の月曜日なのですが、14 時から北部発達相談支援センター、北部アーチルの大会議室で予定しています。高羽委員と橋本委員にご出席をいただくこととしております。

それから、仙台市障害者福祉協会、6 月 2 日の火曜日 18 時半からということで、

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

市役所本庁舎の 8 階ホールでございます。こちらは久保野委員，それから佐々木智賀子委員にご出席いただくこととしております。

それから，宮城高次脳機能障害連絡協議会どんまいネットみやぎ，それから雲母倶楽部が 6 月 3 日の水曜日 10 時から，北部アーチルの大会議室を予定してございます。こちらは中村祥子委員，それから千葉委員にご出席をしていただくこととしております。

次は，仙台市精神保健福祉団体連絡協議会，こちらは 6 月 4 日の木曜日 14 時から，南部アーチル，太白区役所の西側でございますが，こちらの大会議室でございます。こちらは桔梗委員，それから鈴木清隆委員にご出席いただくこととしております。

裏面に移りまして，誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会，条例の会さんでございますが，6 月 5 日の金曜日 10 時から，北部アーチルの大会議室でございます。こちらは市川委員，それから白江委員にご出席いただくこととしております。

みやぎ脳外傷友の会七夕さんは，6 月 5 日の金曜日 18 時半から，市役所本庁舎の 6 階第 1 会議室でございます。出席は赤間宏委員，それから中村晴美委員にお願いをしております。

そして，宮城県患者・家族団体連絡協議会につきましては，6 月 9 日火曜日 14 時から，北部アーチルの大会議室でございます。佐々木智賀子委員にご出席をいただく予定としております。もう 1 人の方は未定でございます。

内容は，条例の検討状況の報告と，あと条例のあり方に関する意見について，特に理念や相談支援体制，それから取り組みのあり方などについてご意見を頂戴したいと考えております。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま（3）第 7 回，第 8 回ココロン・カフェの実施についてと，（4）障害者団体との意見交換会の実施について事務局から説明がありました。このことに関して委員の皆様からご意見等ございましたらいただきたいと思っております。繰り返しではございますが，お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。はい，杉山委員から手が挙がっていますし，早坂委員からも手が挙がっています。そのほか，いらっしゃいますでしょうか。

では，杉山委員，早坂委員の順番でよろしいでしょうか。お願いいたします。

杉山委員 条例の会の杉山です。

まず，ココロン・カフェの方についてですが，第 7 回，第 8 回のテーマは書いてあるのでわかるのですが，9 回以降のテーマは決まっているのでしょうか。同じなのでしょうか。というのは，10 回目のココロン・カフェが長町でやるものですから，長町の商店街や町内会の人をなるべくつなげたいと思っており，昨日，長町の商店街で

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

この資料を出して来てくださいと宣伝をしたので、内容を聞きたいと思いました。よろしくお願ひします。

会 長 では、事務局、お願ひいたします。

事 務 局 障害企画課高橋でございます。

(高橋課長) 9 回目以降のテーマについては、まだ決めていなかったです。至急決めて、すぐご案内できるようにしたいと思います。

会 長 長町地域の方は杉山委員いろいろな方々をご存じですので、テーマが決まると言いやすいですね。そのことも含めて、他のところもテーマが決まり次第ということで、周知方法をよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それから、早坂委員、お願ひいたします。

早坂委員 早坂です。

意見交換会について、25 日の意見交換会に盲ろう者友の会の立場で参加しました。今回、開催までに時間がなかったのかもしれませんが、事前にどんな内容で話をするのか、どんな意見が聞きたいのかというご連絡がなかったので、参加者の方も少し準備ができなかったという声を聞きました。できれば、事前に話をする内容を教えていただくと助かるかと思いました。

それから、団体に対してなのか、障害者個人に対して聞きたいのかというのがはっきりわからない、どちらの立場で言えばいいのかわからず困ったという声もありました。

それから、支援者の方など、障害者と関わる方、聴覚障害の立場で言うと通訳者の団体など、そのようなところからも声が聞きたい、意見を聞いてほしいという話がありました。今後、何かの機会にご検討いただくと嬉しいと思います。

最後に、1 つ困らせるようなことを言うのですが、先ほど聴覚障害関係団体とおっしゃったのですが、私盲ろう者友の会であり、視覚障害でも聴覚障害でもないため、盲ろうという独自の障害だと主張しておりまして、聴覚障害のみで固まってしまうと視覚の部分に配慮がなくなるということで、我々独自でやっておりますので、そのあたりを少し主張しておきたいかなと思いました。

以上です。

会 長 いずれもとても大事なご指摘だと思います。5 月 25 日の状況を踏まえて、またそのことによってこれからの意見交換会がより良く行われるためにも、大事なご指摘、ありがとうございます。

事務局、お願ひします。

- 事務局
(高橋課長) 障害企画課高橋でございます。
- まず、団体なのか個人なのかどちらの立場で話をすれば良いのかよくわからなかったというところについては、そうだったのかなというか、こちらとしては個人個人のお考えを聞かせていただきたいということで、お集まりをいただいているのですが、ただ団体としても色々なご意見があったので、団体として言いたいというようなご意見もその場ではあったのだろうというように思います。
- それから、支援者にも聞いて欲しいということについては、その場でもご意見を頂戴していましたので、また考えていきたいというように思います。
- それから、事前にどのような内容なのかわからなかったというお話があったということについては、言い訳ではないですが、一応こういうことをお聞きしたいのでお集まり願いたいということで団体さんの方にはご案内をしております、ただそれがきちんと皆様に伝わっていなかったということですので、団体の方から個人の会員さんにご案内するときにもきちんと伝えてくださいということですか、きっちりとお一人お一人に伝わるように、私どものほうも注意をしたいなというように思います。
- 会 長 早坂委員、よろしいでしょうか。とても大事なご指摘でありまして、2回以降につながるのだと思います。ありがとうございます。
- それから、次にご意見がある方、まず挙手願います。では、畑中委員と杉山委員です。では最初に畑中委員から、そして次に杉山委員というようにご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。
- 畑中委員 畑中です。
- 今、早坂委員への回答を聞いていて思ったのですが、個人としての意見を聞きたいのであれば、アーチルと協力して、発達障害者の意見もぜひ聞いていただきたいと思いました。以上です。
- 会 長 ありがとうございます。
- まず杉山委員のご意見もいただいて、また事務局から畑中委員、杉山委員の内容についてお答えいただきます。杉山委員、お願ひします。
- 杉山委員 杉山です。
- さっきの早坂委員の意見に合わせて意見を言いたいのですが、たしか、意見交換会の案内の文章の中には、何について話すかといったことなどは載っていなかったと私も記憶しています。それで、私が内容を把握したのは、過去にここで配られた資料を探して、こういうことを聞いて話すということが内容として載っている資料があったので、それを皆に配ったので、個々人への案内も条例の会ではできましたが、確かに来てほしいという案内文章の中には、何について話すということは載っていなかったと思います。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

会 長 ありがとうございます。
 では、事務局から。

事 務 局 まず、畑中さんからのご要望については、アーチルとも相談して、実現するような
(高橋課長) 方向で考えたいと思います。

 それから、意見交換会で話すことについて、案内文章にはなかったということについてですが、きちんとわかるようにご案内をしたいと思いますので、また現時点で予定が決まっているところについても、こういうことを聞きたいですということを改めてご案内したいと思います。ありがとうございました。

 それともう 1 点、少し言い訳ではあるのですが、先ほど早坂委員から、みやぎ盲ろう児・者友の会の紹介がなかったということでしたが、私の説明では説明をさせていただいていたと思いますので、盲ろう者の方については聴覚障害の方と一並べということではなく、異なる障害ですよということをきちんと様々な場所でわかるように説明を今後ともしていきたいと思います。

会 長 早坂委員のお話の中では、盲ろう児・者の方は聴覚障害とともに視覚障害という視点もあるわけなのでということで、視覚障害の方との共通する部分ということについてのご配慮ということでしたでしょうか。確認として、すみません、ご説明お願いいたします。

事 務 局 先ほどおそらく早坂さんがおっしゃりたかったのは、意見交換会の実施団体のご紹介のところで、聴覚障害者関係団体というところで一まとめに紹介されたというようにご理解されたのだと思います。盲ろう児・者友の会も入っていたので、それをきちんと説明して欲しいというご要望だったと思います。

会 長 ありがとうございます。そういうことですよね、早坂委員。早坂委員、お願いします。

早坂委員 早坂です。
 もしかすると聞き間違いだったのかもしれませんが、一応この機会に言っておこうと思いました。以上です。

会 長 どうもありがとうございました。
 その他といたしますか、この（3）と（4）に関連して何かございましたら、委員の皆様、いかがでしょうか。
 では、（3）（4）につきましては、資料 3 及び資料 4 のとおり進めることとしてよろしいでしょうか。
 はい、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から了承いただきましたので、ここで（5）論点を踏まえたこれまでの議論の整理について（案）、これはとても大事なことだと思います。この検討に入る前に、10 分程度休憩をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

では、10 分の休憩ということでよろしくお願いします。

（休憩 10 分）

(5)論点を踏まえたこれまでの議論の整理について（案）

会 長 　　　　では、時間となりましたので再開いたします。後半の議論というのはとても大事な
ことだと思います。

（5）論点を踏まえたこれまでの議論の整理について（案）、事務局より説明願
います。

事 務 局
(高橋課長)

障害企画課高橋でございます。

それでは、資料 5 と、次第の裏面にあり方の検討の進め方となっておりますが、両方
ご用意いただきたいと思います。

前回、差別の理念、それから差別の定義ということについてご議論をいただきました。
事務局としてとても反省をしているんですが、論点に沿ってご議論いただくとい
うことで、前回もご議論いただいたのですが、やはり全体的なところが見えないと非
常に議論がしにくいし、それゆえ意見も出しにくい状況になってしまったというよう
に思いました。大変申し訳なかったと思います。そのため、今回につきましては協議
会を初め意見交換会、ココロン・カフェなど、これまで行ってきた取り組みの中で出
てきたご意見につきまして、論点を踏まえて全体的な整理をいたしました。それが資
料の 5 でございます。前回いただいているご意見につきまして反映をさせるような
形でつくっております。

まず、資料 5 のご説明の前に、今後の進め方についてご説明をしたいと思いま
すので、次第の裏側をご覧くださいと思います。

前回、4 月 27 日の第 1 回におきましては、差別解消の理念、それから定義につ
いてご意見を頂戴いたしました。本日は、障害による差別を解消するための取り組みの
あり方についてご意見をいただきたいというように考えております。

それから、次回の第 3 回は相談支援体制のあり方、差別に該当する行為が禁止され
る相手方、それから市民・事業者・市の役割などをご意見いただくということで予定
をしております。

7 月の第 4 回については、皆さんからいただいた意見を中間素案という形でまと
めたものと、それから名称、障害の表記の仕方についてなどご意見を頂戴したいとい
うように考えております。

8 月については、さらにブラッシュアップしたものを中間案という形でお示し
したいというように考えております。

それから、資料 5 に移っていただきまして、この資料 5 の位置づけでございますが、

これまでいただいたご意見を論点に沿ってまとめたものでございます。今後、条例のあり方について施策推進協議会からの答申をまとめていただくこととなりますが、そのもとになる考え方を現時点でまとめたものでございますので、ご意見をいただくときは文言等というか、書き方というよりは考え方の中身についてこれで良いのか、それともさらにもっとこういうことを盛り込んだほうが良いのか、抜けている視点はないかとか、そういったところでご意見をいただければというように考えています。

それでは、資料 5 について説明をしてみたいと思います。

まず、「はじめに」として、大前提になるところですが、仙台市の障害者施策の現状、それから障害を理由とする差別の現状、それから条例づくりがなぜ必要なのかというところについてまとめてみました。

（1）本市における障害者保健福祉の取り組みのところでは、ここは大前提になるのですが、本市では障害者保健福祉計画などで障害福祉サービスの基盤整備を進めてきたこと、それから計画の中では「共生の都」「共生する社会」を理念として、「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台」の実現を基本目標としていること、それから障害理解や障害者の権利擁護に関する施策についても取り組んでいることを説明しております。

それから、（2）本市における障害を理由とする差別の現状のところでございますが、1 つ目の丸のところは若干古いデータというか、障害者計画を策定するときのデータを載せているのですが、これまでも障害を理由とする差別の解消、そして社会を構成する一員としての権利擁護ということについては、新しい課題ではなく、本市にとっても大きな課題であったということを確認をし、昨年実施した意見交換会、事例募集でも 722 に上る事例が寄せられたこと、それらを通じて障害者が自らの機能障害に起因する生活のしづらさに加え、周囲の無理解、誤解、偏見に基づく差別により二重の困難を抱えている状況があつて、障害を理由とする差別を解消することは障害者が地域で生活をしていく上で非常に大きな課題であることが改めて確認されたということです。

（3）差別が生じている要因等でございますが、意図的に行われているというよりは、障害に対する知識のなさ、適切な対応をよく知らないということで、結果的に差別的な対応につながっているようだということが、事例などを通じて把握されたように思います。

2 ページに移りまして、（4）差別解消に必要なことでございますが、これまでの議論を踏まえ整理しますと、差別とは何かわかりやすく定義して、市民全体で共有すること、それから市民等が取り組むべき差別解消のための方策を示すこと、それから市民等に対する障害理解を促進していくこと、発生した差別事例の解決の仕組みを整備することというようにまとめられるのではないかと考えております。

（5）市民との協働による独自の条例づくりー実効的な差別解消への取り組みへでございますが、先ほども述べましたとおり差別の解消は障害者が地域で生活をしていく上で非常に大きな課題であるということから、仙台市は差別をなくし、共生社会を

実現するという姿勢を明確に表すべきであると。しかし、(4) で掲げたことは市だけではできない。市民自身が主体的に取り組むことが不可欠であり、市民が主体的に差別とはどういうことなのか、なぜだめなのかということを考え、差別を解決していくための仕組みを検討し、そこに参画していくということが大切である。市民との協働により条例としてつくり上げていくことが、条例施行後も含めて差別解消の実効性を高めることにつながる。このようなことから、仙台市は市民との協働のもと、独自の条例を制定・施行し、障害による差別を解消し、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らすことができるまちの実現を目指すべきであるということでありました。

次は、2、障害を理由とする差別解消における理念についてでございます。

(1) 目指すべき社会像でございますが、これは前回もお示ししている内容を改めてまとめてございますけれども、3 ページに移りまして、これらのことは障害者権利条約や障害者基本法などに掲げられている基本的な理念の趣旨と同様であるとともに、本市の障害者計画に掲げている理念とも共通するものだとということを確認しております。

(2) 差別解消の理念の考え方でございますが、これまでの議論を踏まえますと、全ての障害者が障害者でない人と等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。そのことを踏まえて、障害を理由とする差別を禁止・解消し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会を実現していくことというふうに整理できるかなというふうに思います。

前回の協議会では、禁止なのか解消なのかということで意見が分かれたところでございますが、差別を禁止して、よい取り組みを増やす、すなわち障害を理由とする差別をなくし、障害の有無に関わらずともに安心して暮らすことができる共生社会を目指していくことにつきましては、皆様も考えが一致しているのではないかとこのように思います。

(3) 共生社会を実現するために必要なことでございます。そういった共生社会の実現に向けましては、障害者を取り巻く社会的障壁を除去するため、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を拡大していくことが必要だと。その過程では、差別をされた側が差別をした相手方を非難し、制裁を加えようとするのではなく、障害者と障害者でない人が建設的対話を行いながら相互理解を促進していくことが必要であるということ。

次に、(4) 仙台市の福祉のまちづくりの歴史でございますが、これは条例制定に当たっては福祉のまちづくり、生活圏拡張運動など仙台市ならではの主張を盛り込むべきということをもとめたものでございます。

次、4 ページでございます。

(5) は、女性など障害による差別に加えて性別による差別など複合的に差別を受けやすい障害者に対する配慮を盛り込んではどうかということについて書いております。

それから、(6) は前々回、それから前回に議論をしていただいた罰則規定についてでございますが、ここについては行政刑罰として定めるのは罪刑法定主義を踏まえると非常に難しいので、実効性を高める仕組みについては罰則ではない方法を検討してはどうかということでもとめています。

それから、3 番、「差別」の定義でございます。ここも前回のご議論を踏まえてまとめているところです。特に「不当な差別的取扱い」のところの書き方、表現につきましては、よりわかりやすい書き方をした方が良いということで様々ご意見をいただきましたが、ここについては今日ではなくて改めて検討するというにさせていただきたいと思っております。

それから、(3) 差別に該当する行為が禁止される相手方につきましても、次回の検討事項にしたいと考えております。

それから、(4) の不当な差別的取扱いを規定する分野の考え方につきましては、禁止される「不当な差別的取扱い」のところについては、障害者が社会生活を送る主な分野ごとに規定をしてはどうかということで、2 番目の丸に挙げたものとしてはどうかと考えておりますが、これについても次回、ご意見を頂戴したいというように思います。

それから、4 番の市民・事業者・市の役割についての考え方でございますが、ここについては全体的な取り組みについて議論をしてからのの方が検討しやすいと思しますので、これも次回ということで考えています。

次に、5 番、障害による差別を解消するための取り組みのあり方について、今日は特にここについてご意見を頂戴したいと考えています。

まず、(1) 差別解消のための啓発等でございますが、障害による差別の多くは障害や障害者に対する偏見や誤解などに起因する場合が多いことから、様々な機会を通して市民等への啓発を計画的に行うことが必要であると。特に「合理的配慮の提供」については、障害特性等を踏まえ、障害者一人一人の状況に応じた対応が必要となることから、障害特性に関する啓発に加え、個別具体的な好事例を集積し、様々な機会を通して周知していくことが求められている。

なお、障害者自身が障害について発信していくことが障害理解の啓発においても大切であるとの意見が、ココロン・カフェ等で多く出ています。

6 ページをお開きください。

(2) として理解者・サポーターの養成。市民の中の理解者の拡大については、ともに障害理解や差別解消を推進していくいわゆるサポーターの養成などを通して、より多くの市民にアピールしてはどうかと。このほか、合理的配慮の提供に積極的な店舗の入り口にわかりやすいシールを貼るなどのアイデアが、ココロン・カフェでも出されているところでございます。

(3) として交流の場の拡大。障害者でない人が、障害や障害者のことをよく知らない原因の一つとして、障害者と出会う機会が少ないのではということが協議会等で挙げられているところでございます。ココロン・カフェは、条例について広く意見交

換するために開催をしているところでございますが、会を重ねるごとに参加者それぞれに様々な意義が見出されているところでございます。その一つが市民の出会いの場・交流の場としての役割、障害者と障害者でない人、障害者同士が出会い、話し合うことにより、相互理解が図られ、それぞれがエンパワー、力づけられる、元気になれるというようなところです。さらに、参加者からは条例施行後もココロン・カフェを継続してほしいとの意見も多く出されております。

なお、ココロン・カフェでは、障害者が普段感じる生活のしづらさなども気軽に話せるというご意見もございまして、地域における身近な相談の入り口の場としての役割も期待されているところでございます。

（４）としてコミュニケーション支援の充実というところですが、情報保障は社会生活を送る上での基盤となるものである。視覚障害や聴覚障害、あるいは知的障害、発達障害などにより、コミュニケーション場面において配慮が必要な場合、それぞれの障害特性及び一人一人の状況等に応じた、より理解しやすい方法等により丁寧に情報提供等がなされるべきであると。今後、市は手話による通訳などコミュニケーション支援の充実を検討するべきである。

（５）として就労支援の充実。障害者団体等との意見交換会において、障害者の一般就労を継続するための支援に対するニーズは非常に高いことがうかがえた。しかし、職場に必要な配慮が得られづらい場合、就労を継続できないことも多いとの話もあった。一方、事業者等を対象に実施したグループインタビューでは、障害者を戦力として雇用したいが、適切な仕事の与え方がよくわからないことや、一緒に働く職員が障害者への対応に対する不安を抱えているといった声も聞かれました。

障害者が必要な配慮を得られ、就労が継続しやすくなるよう、また企業側の不安を解消し、障害者雇用が拡大するよう、今後市は障害者と企業の双方に対する支援の一層の充実を図るべきである。

６番、相談支援体制のあり方については、これは次回にご議論いただくということで、次回丁寧に説明をしたいと思います、（１）差別に関する相談のニーズ等としては、敷居が高くなく、身近な場所で相談できることが求められているということです。

それから、（２）本市における相談支援に関する社会資源は、様々なあるということです。

それから、（３）では相談の相談支援、特に相談の入り口では、差別の相談なのか地域生活支援に関する相談なのか区別が難しい場合がほとんどであり、差別の部分だけ切り取った形の相談というのは現実的ではないのではないかということが書いてあります。

８ページに行っていただいて、（４）は先行自治体の例でございます。

（５）は一次相談窓口に求められる機能、（６）は紛争解決の仕組み、そして（７）は他機関との連携や地域におけるネットワークづくりの必要性ということについてまとめております。

9 ページの 7 番, その他でございますが, ここは条例のあり方についてまとめるに当たり, 条例の名称や障害の表記のことなどについてご議論をいただきたいということでございます。

本日は, 特に差別を解消するための取り組みのあり方, 5 番のところについてご意見を頂戴できればと思いますので, よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 ありがとうございます。

事務局からは, これからの施策推進協議会の予定する取り組みについて説明いただき, そして資料 5 に基づいて, これまで確認したこと, これから議論することということの説明があったとともに, 今回は特に 5 ページの「5 障害による差別を解消するための取り組みのあり方について」のご意見をお願いしたいということでありました。ここのところを中心に進めていきたいと思ひます。

なお, ご意見をお願いいたしますが, 繰り返しのお願いで恐縮でございますが, お名前を言っていただいてからご発言くださいますようお願いいたします。

では, まず初めに交流の場の拡大などに関して, ココロン・カフェにも積極的にご参加いただいている高橋望委員, ご意見ございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

高橋（望） 高橋です。

委 員 私はよくココロン・カフェに参加させていただいているのですが, そこで感じたことを今から話します。

ココロン・カフェで, 新しい人と知り合うことがたくさんできるので, まずはココロン・カフェの魅力としてそこが一番うれしい部分です。

また, 当事者が発信することで, 学生たちの役に立っているというのも結構聞けたので, そのようなこともうれしい出来事だなと思ひます。

条例ができた後も, やはりココロン・カフェは続けるべきだと思うのです。条例ができる前とできた後でどのくらい変わったのか少し気になるので, そちら辺は少し話し合いたいなと考えております。

あと, 個人的な話になってしまうかもしれないのですが, 最近相談ということについてすごい気になっていて, ピアカウンセリングというのを始めたんですね。ピアカウンセリングというと, 今までの私のイメージですと, 1 対 1 で相談を受けるという感じだったんですが, 私たちが目指しているピアカウンセリングというのは 1 対 1 というイメージを変えることなんですね。1 対 1 の相談ではなくて, 例えば 4, 5 人のグループによる, ココロン・カフェみたいな感じの, 気軽に相談できる場所をつくるということです。どちらかというと, 相談というよりは話し合いに近い感じで, 困っている人の話を聞いて, みんなで意見を交換するような感じです。始めたばかりなのですが, ピアカウンセリングの勉強会をした後, 私自身がすごく元気になったし, 色々な方の考えている意見も聞けたので, いつもよりも倍に元気に仕事をする事が

できました。

以上です。

会 長 高橋委員，どうもありがとうございます。

ただいまココロン・カフェは発信する場でもあるし，とても大事だということと，ピアカウンセリング，言ってみれば別な言葉で言うとピアサポートという言葉の方が適切かもしれませんし，もっと幅広い使い方もあるのかということで，仙台市の総合計画の中では，ピアサポートになっています。その辺のところも大事なことですよね。ピアカウンセリング，でもピアサポートの方が適切なのかなということも高橋望委員のお話から伺うことができました。必ずしも 1 対 1 ではなく，4，5 人で話をするという，お互いにサポートし合う，ピアの力ということはとても大事なことだと思えました。高橋委員から貴重な，体験を交えた報告ということでよろしいでしょうか。そしてこれからへの希望，ありがとうございます。

では，ご意見のある他の委員の方々，挙手をお願いいたします。

それでは黒瀧委員，桔梗委員，杉山委員，中村祥子委員，諸橋委員，畑中委員といった順番でお願いします。

では，黒瀧委員，お願いします。

黒瀧委員 黒瀧でございます。

ココロン・カフェの全体的なことに関してお話ししてよろしいでしょうか。

今まで 6 回行われたわけですが，私の場合は精神の立場から聞きたいと思います。

私はみどり会といった家族会なのですが，病院関係や相談支援事業といったそういうところの皆さんに，どの程度浸透しているのかなと。ココロン・カフェというのを知らないでいる方が結構いらっしゃるのです。「ココロン・カフェって何ですか」って。それで，私の部署はみどり会家族会なので精神なのですが，知的障害者の団体で精神と知的と重複なさっている方によく聞かれます。私とその都度説明するのですが，他の事業所の方が知らないというのはどういうことなのだろうと，1 つ疑問点です。どこまで浸透しているのかなと。知らない方が結構いらっしゃるということですね。

会 長 これは大事なことです。ココロン・カフェについて，様々な事業所に知っていただく周知活動をきちんとすべきだということでもよろしいですね。

色々な方々のお話を受けて，後から事務局に発言していただきますが，周知というのは大事だというご意見をまずはいただきました。

続きまして，桔梗委員，お願いします。

桔梗委員 こんにちは。桔梗です。

7 ページの「6 相談支援体制のあり方について」は次回 6 月 23 日の協議会で議論ということですが，それに合わせてといたしますか，今別な委員さんの方からココロ

ン・カフェの提案がありましたが、私もココロン・カフェについて一つ感じているところを、被るかもしれませんがお話をさせていただきます。

6月23日の次回協議会で相談支援体制のあり方については検討を行う予定ということで先ほどの資料を拝見しましたが、ココロン・カフェがそれまでの間に6月10日と6月13日というように予定がされています。それについてですが、私ココロン・カフェというのはまだ2、3回しか参加していなくて、毎回参加しているわけではないのです、参加されている委員さんから幾つかお話も聞いてはありました。自分で参加した時に感じたことや、聞いた話も含めて感じてきたのは、先ほどのココロン・カフェの進め方やテーマの設定というところに関わってくるのですが、テーマの設定というミッションがあり、テーマの設定でその都度報告と検討というか、皆さんでお話し合いということを行っており、それはもちろん非常に大事ではあるのですが、逆にこのココロン・カフェをつくった経緯、この協議会の中で施策としてこれを始めた経緯というところの中に、やはり障害者の方たちのニーズを掘り下げて聞くというところや、また障害者の方と健常者の方たちが理解を深める場とし、それでこの施策や今やっていることを市民全体の協働の作業として知っていただく場というような、様々な要素を踏まえて、ココロン・カフェという施策がスタートしたかと思います。

このココロン・カフェの内容については、市民協働の様々な手法の中にワールドカフェというような手法もありますが、先ほど誰かがおっしゃられたように、リラックスしてオープンに話し合いを行えるような工夫を凝らした空間というイメージをされているかと思います。そこで、委員の人も、もちろん事務局も関係者も参加するわけですが、実際に障害のある人もない人も、障害のある人でさえも自分の持っている障害と違うと、人がどんなことで悩んでいるのか、どんな意見を持っているのかということさえも、みんな顔の数ほど違うと思うのです。なので、テーマを設けることは大事なことはありますが、皆さんせっかく参加されたということは何かしらの意思を持って来られていると思うので、忌憚なく発言ができるフリートークのできる場というような、そういう時間を設けられるのはどうなのかなというように、今までの推移を見て一つ感じています。

そこで、先ほどの話に戻りますが、6月23日の相談支援体制のあり方についてという検討をする前に、6月10日と6月13日にココロン・カフェが開催されますが、一つの提案です。私もこの協議会に何年か携わらせていただいておりますが、相談支援体制が何度か変わっています。それで、事務局に今度の協議会までに一つお願いをしたいのは、現状での相談支援体制についての資料をまとめていただいて、協議会の前に出していただきたいということです。その内容は、現状での支援機関の体制図、それから支援機関の一覧、それからその支援機関に対する配置と、そこに配置されている資格のある人と人数というところまで詳細にまとめていただければ、非常に私も把握しやすいと思いますが、それはできる範囲で結構ですので、ご提示いただければ助かります。

それとあわせてまして、ココロン・カフェの6月10日と6月13日のときには、皆様

のこのカフェのときに支援体制についてというところを一つテーマの中に設けていただいて、お話しいただいた内容ごとに委員会で検討をするという話の流れはいかがかなというご提案をさせていただきます。

会 長 ありがとうございます。

ただいまのことも、杉山委員のご発言の後に、事務局から説明いただこうと思えます。まず 3 人の方にお話ししていただこうと思っています。6 月の次回の施策推進会議の準備に関することも含めて大事な発言をいただきました。

続きまして杉山委員、お願いします。

杉山委員 条例の会仙台の杉山です。

意見を言う前に少し、先ほども言ったのですが、非常に私たちに関係することになります。今日の資料の中に実は私ども条例の会が出した要望書があります。ここの 2 番にも書いてあることですが、今日の話し合いでも、やはり発言されない方が何人かいらっしやいます。原因はやはり資料の出し方であって、昨日、資 5 が出てきて、そして今日のこの会で正確な内容が出てきて、相談支援の話は次回に回すとかという話が今日聞かされるわけです。そういうことでは、なかなか考え方とか意見も出てこないだろうし、話についてこられない方に対しては何らかのフォローアップか事前の説明書を送るとか、そういうことをしてもらいたいと思います。委員としては、せっかく委員になったので、できれば皆さん一言位ずつは話していただきたい。そうじゃないと引き受ける意味がないと思いますので、それなりの考え方でいいので、関係なくてもいいので、話して欲しいと思います。

それから、資料を見ての意見ですが、資料 5 の 2 ページの（5）市民との協働による独自の条例づくりという項目のところに、丸で 2 番目と 3 番目に書いてあるところが私としては腑に落ちかねるというか、納得できないことがあります。要するに市民も取り組むべきだよと言っているのだと思いますが、やはりそれに関しては市の、行政の働きかけの工夫の仕方というものがあって、その上で初めて市民に関心を持ってもらえるのだと思うのです。市民に関心を持ってもらおうと思って、色々自分たちなりにそれなりに働きかけをしても、なかなか関心を持ってもらえない状況があります。ですので、市民がわからないことには進まないということで、その理解の進め方ということに対し、行政がもっと自覚を持ってやってもらいたいです。例えば具体的に言いますと、最初から私たち条例の会ではみんなを巻き込むために、障害企画課だけでなく市民局とかそういうところと協働して、障害者差別禁止条例のことを話し、議論に参加してもらってきました。今まで障害者福祉に関心のなかったという人にも関心を持ってもらえるように、色々な人を巻き込むということで、福祉関係の課だけではなく、他の課と一緒にやることをやったら良いのではないかという話をずっとしているのですが、未だにその点が障害企画課など障害関係の課だけのものになっていて、もう少しその辺を工夫すればいいのではないかと思います。これは難しいの

かもしれませんが、そのように思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。幾つかのお話がありました。その中で（5）の2番目の丸で、「しかし（4）に掲げたことは、市だけではなく、市民自身が主体的に取り組むことが不可欠である」というのは、市民を巻き込んでいこうということなので、この文章そのものがおかしいというご指摘なのか、その辺が少しわからなかったので確認したいのですが、文章がおかしいということでしょうか。でも、それは大事ですね。みんなで巻き込む努力をしようということ。ただしそのためにはもっとやる必要があるだろうというご意見ということでしょうか。

杉山委員 そうです。

会 長 ありがとうございます。

あとは、多くの皆様に発言いただくように、すみません、時間管理に努めたいと思います。そのようなこともありますので、この限られた時間の中で多くの方々に発言いただきますように、すみません、簡潔に議論を進めていくように心がけたいと思います。ありがとうございます。

ただいま黒瀧委員、桔梗委員、杉山委員から発言があった内容につきまして、事務局の方でコメントがありましたらお願いします。

事 務 局 まず、黒瀧委員からココロン・カフェについてどのくらい浸透しているのかということなのですが、ご案内につきましては各事業所や精神科病院等にはご案内をしているところですし、働きかけています。また様々な会議でその席上でもご案内はしているのですが、参加されていないところもまだあるのかなというところがございます。そこについては努力をしなければいけないと思いますし、ぜひ委員の皆様にもご協力をいただければというように思っております。

それから、桔梗委員からのお話でございます。桔梗委員からのご意見というのは、6月10日と13日のときに相談支援体制についてをテーマにしてやってはどうかということだと思いますが、実は相談支援のことについては7月のときにやったらどうかというように考えていました。というのは、協議会でこういうご意見が出ているのですが皆さんどうでしょうかというような形で問いかけるというようなことを考えておりましたので、今回については取り組みについてのご議論という会ですので、協議会では取り組みについてこういうご意見が出たのですがどうでしょうかというような形で考えておりました。ただ、皆さん、そのテーマの設定の仕方について何かご意見があれば頂戴できればとは思っています。

それから、資料につきましては次回、桔梗委員の方からおっしゃっていただいたようなものについては準備をしようと考えておりましたので、準備させていただきたい

と思います。

それから、杉山委員から出ていた、資料が遅くて議論ができませんということについては、先ほども出ていましたが、おっしゃるとおりです。今回、資料のつくり方に当たって時間がかかってしまいまして、大変申し訳なかったと思います。

それから、皆様から意見を出していただけるような工夫ということで、紙でご意見等をいただければと思います。今回全体を通してのまとめのような形で資料を出せましたので、今日この場では意見を出すのは非常に難しいと私も思いますが、改めて皆様から出されたものについてのご意見というものを頂戴して、次回以降それをベースにしながらかし合いができるといいなというように考えています。

それから、ほかの部局についても巻き込んでいったら良いのではないかとということですが、これについては今内部のほうで準備を進めているところですので、他の部局でも独自にというか、それぞれに障害者に対する取り組みというのを行っており、その把握をしたところなので、それをもとにどのように進めるかというところを検討しているところです。そこについてはやっていますので、次回などにこのように取り組んでいますということをご報告できると良いかなと思っております。

あと、先ほどの行政の働きかけ、工夫が必要だということについては、市としてぜひこういうことを取り組むべきだといったような、具体的なお意見を頂戴できると、反映しやすいというか、いいのかなと思っておりますので、ご意見を頂戴できればと思います。

会 長 ありがとうございます。

ご意見ということで、後からのファクシミリでのご意見、Eメールでのご意見もございますので、今日本当に杉山委員の発言の中で大事なことは、多くの皆様に発言していただくということで、そのように進行すれば良かったのですが、そのことを次回心掛けます。

では中村祥子委員、諸橋委員、畑中委員に発言いただきたいと思いますが、その前に今の事務局の回答について、桔梗委員お願いします。

桔梗委員 桔梗です。すみません、ご回答ありがとうございました。

私がココロン・カフェの内容について申し上げたのは、次回のときに相談支援の自身についてというものを一つ提案させていただきましたが、もう一つ提案させていただいておりまして、フリートークの時間を設けていただきたいという提案もさせていただきました。ですので、フリートークの時間を設けていただきたいということを再度お願いするのと同時に、やはり私の中では次回のテーマがもう既に決まっているということではあるのですが、やはりあえて逆に相談支援のことをテーマにさせていただき、トークできれば良いのではないかと強く願います。ありがとうございます。

会 長 参加される方が相談支援についてのイメージを持てるかどうかについても、事務局

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

にきちんと判断していただきながら、今の桔梗委員のお話も踏まえていただき、そしてまたフリートークという部分については設けることができると思いますが、その辺も踏まえて、事務局をお願いします。

事務局
(高橋課長) フリートークの時間については、テーマの設定の仕方とも関係してくるものです。ただ、最初にアイスブレイクという形で自己紹介をしながら色々なお話をさせていただく時間があるので、そこがフリートーク的な場にはなっているのかなとは思いますが。ただ、なお検討というか、できるようにしたいなというように思います。

会 長 相談支援をテーマにというご意見についてはいかがでしょう。

事務局
(高橋課長) 事務局としては協議会で話し合った内容を報告しながら、またさらにご意見をいただくというような流れで進めたいというように思いますので、6月のときは相談というよりは今回皆様がお話しいただいた内容を、ココロン・カフェの方にお伝えして、そのことについて色々ご意見をいただくようなスタイルにしたいというように考えております。

会 長 なお、桔梗委員のお考えと同じご意見がございましたら、ファクス、Eメールでご意見いただき、その数が多ければそのことも少し考慮すべきかなと思います。よろしいでしょうか。ただ、相談支援ということが一般の市民の方にイメージできるのかという懸念もおそらくはまだあるのだと思いますので、これは委員の皆様、ぜひ早目にやるべきであるというのであれば、その数が多ければそれなりの準備等の仕方というのがあるかと思しますので、その点についてもよろしくをお願いします。ありがとうございます。

すみません、時間の進行ということで、申し訳ありません、中村祥子委員、お願いいたします。

中村(祥)
委 員 6 ページに「理解者・サポーターの養成」というのがありますが、サポーターというものの位置づけが少し曖昧かなと思ひまして、どういう役割をどういうふうに果たす方なのかということについて教えて下さい。

会 長 というか、中村委員はこの辺どういうふうなイメージを持っているのかも含めて。これはこれまでの議論のことも踏まえて挙げているところなので、もしかしてお考えがあればそれも言っていただきながら、中身を詰めていくことが大事かなと思います。いかがでしょうか。

中村(祥)
委 員 私はまだありません。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

会 長 わかりました。では、これまでのこのような話になった経緯も含めて、後で事務局、
お願いします。

中村（祥） それから、今日の論点のところとは合わないので、言っていることなのかわからな
委 員 いのですが、よろしいでしょうか。

会 長 では、畑中委員が終わってからでいいですか。諸橋委員、畑中委員、そして時間が
あつたら中村委員ということで、よろしいでしょうか。すみません。
それでは、諸橋委員、手短にお願いします。

諸橋委員 主要なことは後ろの方についていたと思いますが、ご意見のような形で書かせてい
ただいて、いずれ次回のときにでも発表させていただければ、一番自分の気持ちとし
てすっきりするのかと思います。

言いたいことは1つだけでして、少し言わせていただくと、差別をなくすというの
は、良い人間をつくるためというよりは、むしろ差別を生み出す仕組み、あるいは施
策を直していくというのがとても大事なのではないのかというように思います。焦点
の当て方というのがすごく大事なのかと思います。25 日、聴覚障害の方、それから
盲ろうの方の意見交換会に出させていただき、情報を受けられない差別的な現状とい
ったことをお聞きしました。生活のしづらさというのは、要するにそのことが保障さ
れていないというか、普通の人がというか一般市民が生活していく上で普段やられて
いることが、疾患や、あるいは身体的な機能的な障害を持つことによって奪われてい
るといったことに対する保障がないという、そのことが意図的にも、あるいは無意識
的にも行われている社会に対して直していくというのがこの条例の趣旨だと思うの
で、もう少し焦点を当てて論議していきたいという感想があります。あとは次のとき
にでも文書にして意見していきたいというように思います。

会 長 諸橋委員、ありがとうございました。
畑中委員、よろしくお願いします。

畑中委員 畑中です。
私の意見について他の委員の方が言っていたところですが、相談支援のあり
方については、別の協議会でも話し合っていること、協議しているということを会長
もご存じのはずですが、ここではまた別の方法について話し合うということなのでし
ょうか。

会 長 これは条例との関係でのことというのがとても強くあるのだと思いますが、それも
あわせて、自立支援協議会でのことを畑中委員おっしゃっているんだと思いますが、
その情報も大事な情報ですよ。それも踏まえてですよ。はい、ありがとうございます

ます。

ということで、3人の方からご意見というか、確認いただきました。また、中村祥子委員のお話のサポーターというのはとても大事なことで、これは障害理解を進めるということでは当事者の役割のところでもありましたし、広い意味だと思えますけれども、その辺も含めて3人の方のご意見に関して、事務局、お願いいたします。

事務局
(高橋課長)

まず、中村祥子委員からのサポーターに関するご意見についてですが、皆様からいただいたご意見の中にもあったということですが、私のイメージとしては、例えば認知症であれば認知症サポーター制度ということで、色々な事業所であるとか学校単位、地域の単位で、認知症に関する研修を受けていただくと、そこではオレンジ色のリングを配って、私は認知症について知識があって、サポートをしますよということであらわすようなものがあります。障害者についても、そういう障害特性に関する一定の知識を学べたりだとか、またはご本人さんたちのお話を聞くというような一定の研修を受けることで、「私は」とか、「私の事業所は」でもいいですが、障害に対して理解を進めて、差別の解消をしていきますというようなことを意思表示するような仕組みがあるといいなというように、私自身は思っております。

会 長

諸橋委員はいいかがでしたでしょうか。

事務局
(高橋課長)

諸橋委員は、また後でまとめて意見をくださるということでした。

会 長

はい。よろしいですか。

それと、自立支援協議会等でも、相談体制ということでは支援体制はあるので、それとこちらとの違い、また、そちらの方の情報も大事ですよという畑中委員からの貴重なご意見に関してもお願いします。

事務局
(高橋課長)

相談については次回ということですが、この中にも少し書かせていただきましたが、障害を理由とする差別に関する相談というのは、そこだけ取り出しての相談というよりは、地域で生活していくために必要な支援のことや、悩みなど、そういうところと直結しているものがあるので、当然に、今の障害者相談支援の体制の中でどのように受けとめていくのかということ、まず入り口のところとしてとても大事なことで思っております。ですので、私たちのこの協議会の中では、差別の相談をどのように受けとめていくのが良いのかということを考える場ではあるのですが、自立支援協議会の中で話し合われている相談支援体制というところとも、非常に強く結びついていくのだと思います。

会 長

ありがとうございます。

中村祥子委員のお話から、このサポーターのイメージというのは、これは課長さん、

事務局の個人としてのイメージということではありますが、やはり差別禁止、差別解消を考えたときに、差別は障害理解が十分ではないから、そのような行為に及ぶこともあるということ、名称はまだかもしれませんが、差別禁止の条例をつくっていくことと並行して理解を促進するというのが、すごく大事なことだと思います。この辺のことから言いますと、鳥取から始まった「あいサポート」を例とすれば、鳥取、島根、広島、長野ということで、障害理解をまず進めようというところがあります。ただ、今言ったところは差別禁止条例はおそらくつくってはいないかもしれませんが、あわせて仙台は両方のところを取り組んでいったら、やはり仙台らしい取り組みなのかなということで、イメージが少しずつできてきたところでもあります。ありがとうございます。

それで、中村祥子委員、先ほど意見がもう一つあるということ、すみません、最後になってしまいました。お願いします。

中村（祥） 委員 4 ページの 5 番で、「複合的に差別を受けやすい女性等の障害者の視点」というところですが、障害と捉えられているか、ご本人たちがどのように位置づけているのかわからないのですが、性差に関する差別に悩まれている市民がいらっしゃるという部分について、今回ここに取り上げるのかどうかというところが、少し私の中では抜け落ちていて今気づいたので、今回でなくてもいいのですが、確認したいと思いました。

会 長 これは先ほど杉山委員が副会長という立場からお話ししていた事例検討部会での議論もありますので、その辺のところについても詰めていく必要があるということですよ。そうすると、今この文言をどうするというよりも、ここをきちんと詰めていくということかと思いますが、もしこの文言の中でも何か、付け足すことなどのご提案がございましたら、お聞きしたいと思います。中村委員、お願いします。

中村（祥） 委員 女性等の障害者ということだけで性差の問題を言っていると思うのですが、そのところは、それ以外にも性の問題で差し障りを感じている人がいることを入れるかどうかといったことです。

会 長 ソーシャルマイノリティーということでの視点ということでも大事ではあるけれども、そこまで入るのかどうかということでもありますよね。
はい、事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) 今回の条例については、障害を理由とする差別ということなので、基本的にここに書いてあるのは、女性の障害者の人は障害者であることに加えて、女性であるがゆえに、例えば同性介護の問題であるとか、差別を受けやすい、性的な虐待を受けやすいという状況があるなど、そのように複合的に差別を受けやすい状況があるということ、を十分理解するといいますか、配慮する必要があるのではないかとということで書いて

おります。性別について違和感がある人についてではないです。

会 長 ありがとうございます。

この女性障害者への差別についての議論は、基本法でも議論があったことですが、なかなかそこでは取り上げられなかったということもありますし、この条例の中でしっかり検討すべきですよ。また差別解消法の中でも少し不十分ではないかということで、事例検討部会でも今議論されていると、そのポイントでここには盛り込んだということですが、中村祥子委員、確認よろしいでしょうか。

中村（祥） 差別と言われていることは、見えない差別の中で障害者というくくりの中に入らない人たちでも差別を感じている人たちがいるのですが、その辺について、議論のときに何も意見が私の中で浮かばなかったのが、今浮かんだことを忘れないうちに言っておいたということです。そういった人たちも差別で苦しんでいるのではないかと思いますので、何か入れられるところがあれば検討していただきたいと思いますが、今日の議論では結構です。

会 長 わかりました。とても大事なことですので、またというか、その必要なときにご発言いただくこととして、それにしても事務局が盛り込んだ、または検討部会でも言っているのは、女性ということで、色々複合的な差別的な状況に追い込まれているという言葉で適切かどうかわかりませんが、そこをしっかりとこの条例では入れましょうということですよ、副会長さん。はい、杉山委員、ありがとうございます。

それで、先ほど午後 8 時半までに終わらましようと言いながら、もう 8 時半になりましたが、今日いただいたご意見を、事務局、そしてまた私、大坂副会長とともに、先ほどありました次回に向けてのことも含めた上で、次回の協議会でのご意見を整理し、今度は 7 月に予定されている条例のあり方の中間素案として取りまとめさせていただきます。

それにしても時間が足りなかったのが、申し訳ありません、皆様一言ずつということでもありましたが、次回そのような方向性にきちんといたします。後からおそらく Eメール、ファクスのことはあると思いますが、そこで色々ご意見をお願いしたいと思います。この時間的なことについては、委員の皆様それぞれの大変さというものがあるということも承っておりますので、申し訳ありませんが、7 月に予定している条例のあり方の中間素案として、取りまとめの中に入ること、足りなかった部分はまた事務局で情報をいただきたいということがあるかと思いますが、そのようなことで、お約束の時間を過ぎてしまいましたが、議事はこの辺で終了とさせていただきます。

(6) その他

会 長 次第にその他とあります。皆様からその他について何かございますでしょうか。あ

とは、杉山委員から要望書が出ていますので、これもきちんと委員の皆様、今日の議論と関係している部分もとてもありますので、ご確認いただきたいと思います。

では杉山委員、すみません、簡潔にお願いします。

杉山委員 先ほども言ったように、意見を言う方がいるのですが、言えない方は一言も言えないので、やはりこういうことを聞いて、次回話し合いますよということを反映させてもらって、そして事前にレポートというか、意見ということを前もって書いてもらった方が良くと思います。そうでないと、今日もこの協議会をやっている感じでしたが、議論が不十分というか、深まっていないところがあるかと思っています。だからとって会議を増やすことはもうこれ以上は不可能かと思っています。ただ、このままいくと議論が不十分なままで打ち切られて、議会にかけられるということになるような心配があるので、それだけはやめてほしいと思います。ですので、期間を延長してでもできるようなことを、そのときは考えてもらいたいと思います。以上です。

会 長 とても大事なご意見でございます。

それにしても議論のポイントを明確にして、意見があれば事前に送っていただきながら、それも資料として皆さんで検討できるのではないかと、とても大事なご意見です。あわせて、そのことも含めて多くの皆様からのご意見について、事前に資料として、事務局に明確なポイントというか、ご意見のポイントもいただくとともに、私たち委員もそれほど長い時間がない間で準備しなければいけないということで、委員の皆様にご負担をかけることにはなりますが、とても貴重な提案だと思えます。これについても事務局とあわせて検討していきたいと思っています。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、本当に貴重なご意見、そして皆様の意見を反映するための工夫という点も含めて、あとは進行で本当に多くの皆様のご意見をきちんと反映するような施策推進協議会となるよう、私きちんとやりたいと思います。本当に今日はできなくて申し訳ありません。

では、その他ということで皆様から何もなければ、議事の進行ということでは終了させていただきたいと思います。事務局でその後の進行をよろしくお願いします。

事務局 それでは、最後に事務的なご連絡を申し上げます。

(福井主幹) 先ほど会長さんからもありましたが、本日の協議に関しまして追加のご意見等あるかと思いますが、こちらにつきましてはメールやファクスで、できれば6月5日金曜日までに事務局宛て送付等をしていただけるとありがたいと存じます。

また、本日の議事録につきましては、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただき、ご返送いただければと考えております。後に議事録として決定させていただきたいと思います。


平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

次回の開催につきましては、6月23日火曜日18時半、こちら8階ホールで予定しておるところです。詳しくはまたご案内をお送りさせていただきたいと思ます。

それでは、以上をもちまして平成27年度仙台市障害者施策推進協議会第2回を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、長時間にわたりましてのご審議、どうもありがとうございました。

(5) 閉 会

署名人 白江 浩  印